

国立大学法人東京農工大学政府調達事務取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学政府調達事務取扱規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)を実施するため、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の締結する契約のうち協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定役務とは、協定の附属書I日本国の付表4に掲げるサービスに係る役務をいう。</p> <p>(3) <u>建設工事とは、協定の附属書I日本国の付表4に掲げる建設工事をいう。</u></p> <p>(4) <u>調達契約とは、物品等又は特定役務の調達のため締結される契約(当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含む。)をいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この規程は、本学の締結する調達契約であって、当該調達契約に</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「協定」という。)、<u>2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定(以下「改正協定」という。)</u>その他の国際約束を実施するため、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の締結する契約のうち<u>国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定役務とは、<u>改正協定の附属書I日本国の付表5に掲げるサービス及び同附属書I日本国の付表6に掲げる建設サービス(この規程において「建設工事」という。)</u>に係る役務をいう。</p> <p>(削る)</p> <p>(3) <u>調達契約とは、物品等又は特定役務の調達のため締結される契約(当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業(建設工事を除く。))にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第57号)による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。)をいう。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第3条 この規程は、本学の締結する調達契約であって、当該調達契約に</p>	

<p>係る予定価格(物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は1月当たりの予定賃借料又は1月あたりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。)が、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ、財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般競争の公告)</p> <p>第5条 契約担当役が、特定調達契約につき会計規則第29条の競争(以下「一般競争」という。)に付すときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については24日前)に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日まで短縮することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般競争について公告する事項)</p> <p>第6条 前条第1項による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 契約担当役は、第1項の規定による公告において、契約担当役の氏名及び法人の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により記載するものとする。</p>	<p>係る予定価格(物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は1月当たりの予定賃借料又は1月あたりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。)が、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ、財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般競争の公告)</p> <p>第5条 契約担当役が、特定調達契約につき会計規則第29条の競争(以下「一般競争」という。)に付すときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで)に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日まで短縮することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(一般競争について公告する事項)</p> <p>第6条 前条第1項による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 契約規程第6条第1項の規定による申請の時期及び場所</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 契約担当役は、第1項の規定による公告において、契約担当役の氏名及び法人の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により記載するものとする。</p>	
---	--	--

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 入札期日</p> <p>(3) (略)</p> <p>(指名競争の公示等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告するものとされている事項のほか、<u>契約規程第25条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件(次条第2項において「指名されるために必要な要件」という。)</u>についても、行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(郵便による入札)</p> <p>第8条 契約担当役は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならない。</p> <p>(入札説明書の交付)</p> <p>第9条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。</p> <p>(1) 第6条又は第7条第2項の規定により公告又は公示するものとされている事項(第6条第1項第7号に掲げる事項を除く。)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(一般競争又は指名競争に関する記録)</p> <p>第13条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 入札期日又は<u>契約規程第6条第1項の規定による申請の時期</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(指名競争の公示等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告するものとされている事項のほか、<u>契約規程第23条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についても、行うものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の場合においては、<u>前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 一連の調達契約にあっては、前条第1項第6号に掲げる事項</u></p> <p><u>(2) 契約の手続きにおいて使用する言語</u></p> <p>(郵便等による入札)</p> <p>第8条 契約担当役は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による<u>信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。</u></p> <p>(入札説明書の交付)</p> <p>第9条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。</p> <p>(1) 第6条又は第7条第2項の規定により公告又は公示するものとされている事項(第6条第1項第8号に掲げる事項を除く。)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 契約の手続きにおいて電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(一般競争又は指名競争に関する記録)</p> <p>第13条 契約担当役は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について</p>	
---	---	--

<p>て、記録を作成し、保管するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 第8条第4項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(随意契約に関する記録)</p> <p>第14条 契約担当役は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、保管するものとする。</p>	<p>て、記録を作成し、<u>落札の日から少なくとも3年間保管するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(随意契約に関する記録)</p> <p>第14条 契約担当役は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、<u>落札の日から少なくとも3年間保管するものとする。</u></p>	
--	--	--

附 則 (規程第59号)

- 1 この規程は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務については、適用しない。